

柳沢小学校 PTA 会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は柳沢小学校 PTA といひ、事務所を同校内におきます。

第2章 目的と活動

第2条 この会は教育基本法に精神に従ひ父母と教師が協力して、家庭、学校、社会の教育環境をよくし、児童の幸福な成長を図ることを目的とします。

第3条 この会は、目的を達成するために次のような活動をしていきます。

1. 子供たちの幸福につながる問題を取り上げ、学級、学年、地域での話し合いを盛んにしていきます。
2. 子供たちの校外活動を考え、よりよい地域社会となるように努めます。
3. 民主教育に対する理解を深めます。
4. 子供の生命を守り、よい環境を作り、教育条件の整備をするなどの運動をすすめていきます。

第3章 方針

第4条 この会は自主的な団体であつて、次の方針を確認します。

1. 他のものでないような団体機関からも、支配、統制、干渉を受けません。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行いません。
3. この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の立候補者を推薦しません。
4. 児童の教育ならびに福祉のために活動するほかの団体または機関と協力します。

第4章 会員および会費

第5条 この会の会員はこの会の目的に賛同するものとします。

1. 柳沢小学校の父、および母またはこれに代わる保護者。
2. 柳沢小学校教職員

第6条 会員は平等の権利と義務をもち、この会が正しく発展するように力を出し合います。

第7条 会員は会費を納めます。

1. 会費は年額2,000円を上限とし、総会にてその年の活動に必要な金額を決定します。
2. 会費は年4回に分けて納めることができます。
3. 月の途中での入会及び退会の場合は、その日の属する月分から(まで)納入します。

第5章 基礎組織

第8条 この会の基礎組織は学級集会と地区集会です。

1. 学級集会は同一学級に属する会員の集会です。
2. 地区集会は定められた地区割による同一地区に属する会員の集会です。
3. 教職員は学級集会と地区集会のどちらにも関与します。

第9条 基礎組織のそれぞれの集会は次の事を行います。

1. 集会は定期的にもち会員の合意にもとづいて活動を進めていきます。
2. 代表2名を(地区は必要に応じて4名まで可)選出します。
3. 1年間の活動計画を話し合います。
4. この会の集会で議決を伴う所持は2分の1以上の出席で成立し、過半数で決めます。

第10条 それぞれの基礎組織の代表の仕事は次の通りです。

1. 代表は集会を招集し、集会運営のお世話をします。
2. 代表は決められた会議に出席します。

第6章 総会

第11条 総会は全会員の集会で、この会の最高議決機関です。総会は定期総会と臨時総会です。

第12条 定期総会は年度当初開き、次のことを行います。

1. 前年度の経過報告
2. 決算の報告および承認
3. 会計監査報告および承認
4. 役員選出報告

5. 会計監査委員の承認
6. 新年度活動計画の審議および承認
7. 予算の審議および承認
8. その他

第13条 臨時総会は運営委員会が必要とみとめたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開きます。

第14条 総会を開く時は日時、議題を少なくとも1週間前までに全会員に知らせます。

第15条 総会は会員の5分の1で成立し、議事は出席者の過半数で決めます。

第7章 運営委員会

第16条 運営委員会は総会につく議決機関です。

第17条 運営委員会の構成員は次の通りです。

1. 役員
2. 各学級より代表2名
3. 各地区より代表2名（2名を超える場合も運営委員会の構成員は2名とします。）
4. 教職員代表1名
5. 専門委員会の長
6. 特別委員会の長

第18条 運営委員会は委員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決めます。

第19条 運営委員会の任務は次の通りです。

1. 総会に提出する議案の審議
2. 総会議長の推薦
3. 役員会、各集会および各委員会より提案された事項の審議
4. 会の運営に必要な細則の設定、改廃
5. この会に必要な特別委員会の設置
6. 役員選出委員会の設置
7. 集会および各種委員会の活動報告および交流
8. 会計監査委員の推薦
9. その他必要事項についての審議

第8章 役員および役員会

第20条 この会に次の役員をおき、役員会を構成します。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名（うち1名は教職員）
3. 庶務 4名（うち1名は教職員）
4. 会計 3名（うち1名は教職員）

第21条 役員の任務は次の通りです。

1. 会長は本会を代表し、総会、運営委員会の招集およびその他諸活動の連絡調整にあたります。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その代理を務めます。また副会長のうち父母側2名はそれぞれ地区代表委員会委員長および学級代表委員長となります。
3. 庶務は総会、運営委員会の議事に関する文書作成およびこの会の活動についての重要事項を記録し、書類を整理保管します。
4. 会計は総会で決定した予算にもとづき一切の会計事務を処理し、決算書を作成し、総会に報告します。

第22条 役員の任期は4月1日から3月31日までの1年とし、通算3期まで再任できます。ただし本条は教職員側役員には適用いたしません。

第23条 役員に欠員が生じたときは次のように補充し、任期は前任者の残任期間とします。

1. 会長については副会長が昇格します。
2. 会長以外の役員については補充の必要がある場合について運営委員会の承認を得て選出します。

第9章 役員の選出

第24条 運営委員会において翌年度の役員を選出するための役員選出委員会を組織し委員長を選出します。委員会は5名（うち教職員側1名）で構成します。

第25条 役員選出委員会および委員長は役員選出のために次の仕事をします。

1. 役員候補の選出日程の決定
2. 役員候補となることができない会員の公表
3. 各学級における選出方法その他の決定
4. 役員候補者一覧表を全会員に配布

5. 各学級における役員候補に選出された会員の会議の招集
6. 役員を決定するまでの会議の運営
7. 全会員に新役員の公示
8. 役員決定に至る経過を運営委員会に報告

第26条 役員選出委員会は随時、会議をもつことができます。また、必要に応じて、会員の意見を聞くことができます。

第27条 役員選出委員会委員長により公示された期間に1学年から5学年までの各学級は役員候補者1名以上を選出します。

但し、くじ引きでの選出となった場合、以下の者は免除としそれ以外の全員で行います。

1. PTA役員経験者
2. 委員会委員長経験者
3. 妊娠中の方
4. その他、役員選出委員会で相当の理由があると認められた方
(1、2の経験者とは一世帯につき一回の経験者です。)

第10章 常置委員会

第28条 各学級から役員候補として選出された会員は、役員選出委員会委員長により招集された会議に出席します。

第29条 この会の地区および学級代表者によって構成する地区代表委員会と学級代表委員会を常置します。

第30条 地区代表委員会と学級代表委員会はこの会の目的のうち、地区および学級における諸活動がより活発になるように次の事を行います。

1. 地区代表委員会および学級代表委員会は、各地区、各学級の諸問題を話し合います。議決を伴う所持は2分の1で成立し、過半数で決めます。
2. 地区代表委員会および学級代表委員会は役員会または運営委員会から付託された活動を進めます。
3. 地区代表委員会および学級代表委員会は、独自の活動を計画し、決定することができます。またこの会全体の活動にかかわるときは、運営委員会にはかります。

第11章 専門委員会および特別委員会

第31条 この会の運営および活動が円滑に進められるようにするための次の専門委員会をおきます。

1. 広報委員会

第32条 広報委員会は各学級より2名まで委員を選出します。互選によって委員長および副委員長を選出します。

第33条 特別なことについての必要があるときは、運営委員会の決定により特別委員会を設けることができます。委員の選出は運営委員会で決めます。

第34条 専門委員会および特別委員会の長は運営委員会に出席します。また必要がある場合は役員会に出席して意見を述べることができます。

第35条 専門委員会および特別委員会は、決められた活動計画の具体化のため随時会議をもつことができます。

第12章 経理および会計年度

第36条 この会の活動に要する費用は会費およびその他の収入によってまかない、その経理は全て公開されます。

第37条 この会の経理は総会において議決された予算にもとづいて行われ、その決算は会計監査を経て総会に報告され承認をうけねばなりません。

第38条 この会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わります。

第13章 会計監査および会計監査委員

第39条 この会の経理を監査するため会計監査委員3名(うち1名は教職員)をおきます。

第40条 会計監査は定期監査を年1回とし必要に応じて随時行うことができます。

第41条 会計監査委員は役員を兼任することはできません。また会計監査委員の過半数が欠けたときは運営委員会が選出します。任期は前任者の残任期間とします。

第14章 細則

第42条 活動に必要な細則の制定または改廃は、会則に反しない限り運営委員会で決めることができます。ただし、その結果は速やかに全会員に報告するとともに次期総会にも報告します。

第15章 会則の改正

第43条 この会則の改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。会則の改正案は総会の1週間前までに全会員に知らせなければなりません。

第16章 その他

第44条 この会の集会、委員会、役員会はすべて公開を原則とします。

弔慰規定

会員、会員の配偶者、並びに児童が死亡した際の弔慰金を5,000円とします。この弔慰金に対する返礼は一切受け取りません。

細則

- ・役員選出委員は6年生に児童のいる会員から選出する。ただし、1～5年生に児童のいない会員から選出することが望ましい。
また、役員選出委員は役員候補になることはできない。
- ・学区外の会員の地区割りは、その会員の居住地のもっとも近い地区に属するものとします。
(平成13年5月1日 第1回運営委員会にて承認されました。)
- ・居住地を学区内から学区外に変更した場合、「新しい居住地に最も近い地区」または「今までの所属地区」のどちらかに属するかは、会員と関係する地区代表が相談の上、都合の良い地区を会員本人が選択するものとします。
- ・PTA役員経験者は、各クラスにおいて委員等の選出が難航した場合、委員免除対象となる。
(平成28年3月7日 第4回運営委員会にて承認されました。)
- ・各役職の活動については、その役員・委員になることが決まった日から、任期の翌年度の総会まで行うことができる。
- ・個人情報については、「個人情報取扱方法についての指針」に基づき、各役職の引継ぎ期間を含め、取り扱うことができる。
(令和2年3月12日 第4回運営委員会にて承認されました。)
- ・第6章、第7章および第8章に定める総会、運営委員会、役員会については、書面やインターネットなどにより審議および議決を行うことができます。

付則

この会則は平成25年5月23日より施行します。